



山形県公報

平成24年10月19日（金）
第2387号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）…1215
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）…1216
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…1217
- 同……………（ 同 ）… 同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…1218
- 同……………（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…1219
- 同……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…1220
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）… 同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限……………1221

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（管財課）… 同
- 平成24年度自衛官候補生の募集……………（市町村課）…1222

## 告 示

### 山形県告示第995号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日       |
|-----------|---------------|----------------|-------------|
| 月あかり 名取   | 通 所 介 護       | 村山市大字名取447番地の1 | 平成24. 7. 24 |

**山形県告示第996号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称 | 開設者   | 指定施術機関の所在地        | 指定年月日       |
|-----------|-------|-------------------|-------------|
| くろだ接骨院    | 黒田 繕光 | 山形市東原町四丁目7番22号 1F | 平成24. 8. 31 |

**山形県告示第997号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類 | 指定年月日       |
|----------------|------------------------------------|---------|-------------|
| サードステージ株式会社    | 指定居宅介護支援事業所 ゆたか<br>酒田市ゆたか二丁目5番地の1  | 居宅介護支援  | 平成24. 10. 3 |
| 株式会社暖工業        | 居宅介護支援事業所 こすもすの家<br>酒田市法連寺字村前13番2号 | 居宅介護支援  | 同           |

**山形県告示第998号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日      |
|------------------------------|-----------------------------|-------------|-----|------------|
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号     | 多機能型事業所あすか<br>鶴岡市みどり町28番16号 | 就労継続支援B型    | 14名 | 平成24. 9. 5 |

**山形県告示第999号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|-----------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号     | 多機能型事業所あすか<br>鶴岡市みどり町28番16号 | 自立訓練（生活訓練）  | 平成24. 9. 5 |

## 山形県告示第1000号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三郷堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 秋 葉 忠     | 天童市大字高揃北47番地の2 |
| 同        | 櫻 井 政 登   | 同 蔵増乙531番地     |
| 同        | 長 瀬 正 宏   | 同 寺津269番地の1    |
| 同        | 太 田 正 一 郎 | 同 藤内新田1753番地   |
| 同        | 市 川 勝     | 同 蔵増甲1107番地    |
| 同        | 烏 廣       | 同 高揃北164番地の2   |
| 同        | 片 桐 敏 彦   | 同 塚野目甲97番地     |
| 監 事      | 佐 藤 源 悦   | 同 高揃北2116番地    |
| 同        | 奥 山 太 一   | 同 寺津253番地      |
| 同        | 佐 藤 山 三 郎 | 同 矢野目530番地     |

## 山形県告示第1001号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 富 沢 房 敏 | 寒河江市大字平塩325番地1 |
| 同        | 石 川 貞 義 | 東村山郡中山町大字岡34番地 |
| 同        | 鈴 木 勘 重 | 同 金沢106番地      |
| 同        | 渡 辺 市 助 | 同 山辺町大字山辺855番地 |
| 同        | 須 貝 勝 司 | 同 中山町大字達磨寺48番地 |
| 同        | 青 柳 一 彦 | 同 長崎240番地11    |

|     |           |   |           |
|-----|-----------|---|-----------|
| 同   | 浦 山 孝     | 同 | 537番地     |
| 同   | 秋 葉 源 勇   | 同 | 1606番地    |
| 監 事 | 大 津 昭 七   | 同 | 柳沢7番地     |
| 同   | 渡 邊 龍 一 郎 | 同 | 向新田10番地   |
| 同   | 渋 谷 啓 一   | 同 | 長崎1856番地3 |

## 山形県告示第1002号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三郷堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所           |
|----------|-----------|---------------|
| 理 事      | 櫻 井 政 登   | 天童市大字蔵増乙531番地 |
| 同        | 長 瀬 正 宏   | 同 寺津269番地の1   |
| 同        | 佐 藤 源 悦   | 同 高揃北2116番地   |
| 同        | 太 田 正 一 郎 | 同 藤内新田1753番地  |
| 同        | 烏 廣       | 同 高揃北164番地の2  |
| 同        | 片 桐 敏 彦   | 同 塚野目甲97番地    |
| 同        | 佐 藤 山 三 郎 | 同 矢野目530番地    |
| 監 事      | 阿 部 則 夫   | 同 蔵増甲1093番地   |
| 同        | 本 間 周 一   | 同 高揃2173番地    |
| 同        | 石 垣 良 三   | 同 寺津3357番地の1  |

## 山形県告示第1003号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                 |
|----------|-----------|---------------------|
| 理 事      | 富 沢 房 敏   | 寒河江市大字平塩325番地 1     |
| 同        | 渡 邊 英 一 郎 | 東村山郡中山町大字小塩 5 番地    |
| 同        | 鈴 木 勘 重   | 同 金沢106番地           |
| 同        | 佐 藤 忠 也   | 同 山辺町大字大寺415番地      |
| 同        | 須 貝 勝 司   | 同 中山町大字達磨寺48番地      |
| 同        | 青 柳 一 彦   | 同 長崎240番地11         |
| 同        | 縄 野 正 司   | 同 87番地              |
| 同        | 秋 葉 利 美   | 同 1748番地 2          |
| 監 事      | 武 田 隆 良   | 同 小塩55番地            |
| 同        | 西 倉 政 人   | 山形市大字船町1593の 4 番地   |
| 同        | 渋 谷 啓 一   | 東村山郡中山町大字長崎1856番地 3 |

山形県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月19日から同年11月1日まで縦覧に供する。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長         |
|------------------------------------------|------|---------------------|-------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字上野1707番 3 から<br>同 1774番 2 まで | 旧    | 13.5 メートル<br>} 5.5  | 29<br>メートル  |
| 同 上                                      | 新    | 13.5 メートル<br>} 5.5  | 同 上         |
| 東村山郡山辺町大字山辺字銭岩3772番から<br>同 上野1707番 1 まで  |      | 37.2 メートル<br>} 19.2 | 193<br>メートル |

**山形県告示第1005号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年10月19日から同年11月1日まで縦覧に供する。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 左沢浮島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|-----------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 西村山郡朝日町大字大沼字川前554番2から<br>同 38番1まで | 旧    | 55.1メートル<br>} 2.9 | メートル<br>884 |
| 同 上                               | 新    | 55.1メートル<br>} 3.5 | 同 上         |

**山形県告示第1006号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年10月19日から同年11月1日まで縦覧に供する。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 左沢浮島線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大沼字川前554番2から  
同 38番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月19日

**山形県告示第1007号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成24年9月28日 指令村総建第5021号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称 第1-4工区  
寒河江市中央工業団地366番1の一部、1156番1の一部、1197番27の一部、3291番1の一部、3331番1の一部、3331番2の一部、3332番2の一部、3332番30の一部、5番先の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 寒河江市中央一丁目9番45号  
寒河江市土地開発公社

## 海区漁業調整委員会関係

## 指 示

## 山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成24年10月19日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

平成24年12月1日から平成25年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                             | 日 時                       | 入 札 に 付 す る 物 件                      | 予 定 価 格    |
|-------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|------------|
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎1階<br>12号会議室 | 平成24年11月16日（金）<br>午後1時30分 | 東田川郡庄内町宮曾根字家の前6番7<br>宅地 402.28平方メートル | 1,640,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                         | 場 所                                 | 日 時                       |
|----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 東田川郡庄内町宮曾根字家の前6番7宅地 402.28平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1庄内総合支庁本庁舎3階31号会議室 | 平成24年10月29日（月）<br>午後1時30分 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成24年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集期間等

| 募集種目及び募集人員     | 募集期間                         | 試験 期 日                   | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     | 採用時期            |
|----------------|------------------------------|--------------------------|------------------------------|--------|------------|-----------------|
| 自衛官候補生（男子約50名） | 平成24年10月19日（金）から同年12月7日（金）まで | 平成24年12月15日（土）及び同月16日（日） | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 | 平成25年3月下旬又は4月上旬 |

## 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

## 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。